

○上越市個人情報保護条例

平成8年3月28日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報をいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
ただし、公文書(上越市情報公開条例(平成8年上越市条例第1号)第2条第2号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局及び議会をいう。
- (5) 実施機関の職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員であって、実施機関において個人情報を取り扱うものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する個人及び市内に住所を有しないが市に個人情報が管理されている個人をいう。
- (7) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体及び市内にそれらを有しないが市民の個人情報を取り扱う個人、法人その他の団体をいう。
- (8) 受託業者等 実施機関から個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けた事業者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)をいう。
- (9) 受託業務等 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いに係る業務及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の基本的人権を尊重して、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、市民の基本的人権を侵害することのないようにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(適正な収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌する業務の遂行に必要かつ最低限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき又はあらかじめ上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申に基づき収集するときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的差別の原因となる社会的身分等に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

(収集の手続)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 収集の目的
- (3) 収集する個人情報の項目
- (4) 収集の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経る

ことなく個人情報を収集することができる。

- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、速やかに、第1項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項又は前項の規定により登録した業務を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人(その代理人を含む。以下この条及び第10条において同じ。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項第3号から第5号までの規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その目的、収集した個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。
 - 3 実施機関に対する申請、届出その他これらに類する行為により当該行為を行った者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第1項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正な管理)

第9条 実施機関は、保有個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
 - (2) 保有個人情報を正確かつ最新なものとすること。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。
 - 3 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報について、第7条第1項又は第3項の規定により登録した収集の目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)及び実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、本人の同意があるときその他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報の目的外利用又は外部提供をするときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

- (1) 第7条第1項又は第3項の規定により登録した業務の名称
- (2) 利用又は提供する目的
- (3) 利用又は提供する保有個人情報の項目
- (4) 利用又は提供する方法
- (5) 利用又は提供する相手先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 実施機関は、公益上の必要により保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、その目的、利用又は提供した保有個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、第2項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる。

- 5 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、速やかに、第2項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

- 6 実施機関は、第2項又は前項の規定により登録した目的外利用又は外部提供を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(コンピュータの結合の制限)

第11条 実施機関は、コンピュータにより保有個人情報を取り扱う場合において、実施機関以外のものが管理するコンピュータと通信回線等による結合を行ってはならない。ただし、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、この限りでない。

(自己情報の開示請求権)

第12条 市民は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開

覽及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされている保有個人情報を開示してはならない。

3 実施機関は、次に掲げる保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの

(2) 開示することにより実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる保有個人情報

4 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前2項に規定する保有個人情報が含まれる場合で、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いてこれを開示しなければならない。

(自己情報の訂正請求権)

第13条 市民は、自己情報について事実との相違があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(自己情報の削除請求権)

第14条 市民は、自己情報が第6条から第8条までの規定に反して収集されていると認めるとき又は第9条第2項の規定に反して保管されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(自己情報の目的外利用等中止請求権)

第15条 市民は、自己情報が第10条の規定に反して利用若しくは提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(請求の手続)

第16条 第12条から前条までの規定による請求をしようとする者は、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出に際しては、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して14日以内に、当該請求に応ずるか否かを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に応じない旨の決定をしたときは、その理由(開示の請求に応じない旨の決定をした場合でその理由がなくなる時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を記載しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び決定をすることができる時期を、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が存在していないときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の措置等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により請求に応ずることを決定したときは、速やかに当該保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の措置を探らなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の措置を探ったときは、当該保有個人情報に係る目的外利用又は外部提供を行っているものに通知しなければならない。

3 第1項の規定により開示を受ける者は、開示に際し、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

4 実施機関は、保有個人情報の保存のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報の複製により開示をすることができる。

(利用及び提供の停止)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求書(開示に係るものを除く。)の提出があつたときは、実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずる場合を除き、第17条第1項の決定をするまでの間(請求に応ずる旨の決定をしたときは、前条第1項の措置を探るまでの間)、当該保有個人情報の利用及び提供を停止しなければならない。

(費用負担)

第20条 第18条第1項の措置に係る手数料は、無料とする。

2 自己情報(その複製を含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあつた場合の手続等)

第21条 実施機関は、第17条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに上越市

情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに不服申立てに対する決定を行わなければならない。
- 3 第17条第4項の通知を受けた者は、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在していないことについて、当該通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に再調査を請求することができる。
- 4 実施機関は、前項の請求があったときは、速やかに審査会に調査させ、その結果を当該請求者に通知しなければならない。
(委託の制限等)

第22条 実施機関は、個人情報の取扱いに係る業務を事業者に委託してはならない。ただし、法令に特別の定めがある場合又は審議会に諮問し、その答申に基づき行う場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、指定管理者の指定について議会の議決を求めようとするときは、個人情報の取扱いについて審議会に諮問し、その答申に基づき行わなければならない。
(受託業者等の個人情報の取扱い)

第23条 受託業者等は、受託業務等を行うときは、個人情報を適正に管理するため、個人情報の保護に係る管理者を定めるとともに、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業者等は、受託業務等が終了したときは、実施機関の指示するところにより、確実かつ速やかに当該受託業務等に使用した個人情報が記録された物の返却その他の措置を講じなければならない。

3 受託業務等に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務等に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(不正所持の取扱い)

第24条 保有個人情報又は受託業務等に使用した個人情報が記録された物(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を正当な理由がないのに所持している者は、実施機関の指示するところにより、直ちにその返却その他の措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、市外において所持している者にも適用する。
(苦情処理)

第25条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(目録の作成)

第26条 実施機関は、市民による保有個人情報の検索に資するため、その目録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第27条 市長は、毎年度、実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(適用除外)

第28条 この条例は、法令、他の条例等の規定により保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の手続その他これらに類する手続が定められている場合における当該手続については適用しない。

- 2 この条例は、一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については適用しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第30条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第32条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である受託業者等の代表者又は受託業者等の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務等に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託業者等に対しても、これらの条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲

役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 第30条から前条までの規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第35条 偽りその他不正の手段により、第17条第1項の規定による開示の請求に応ずる旨の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有する個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、第7条第1項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報の目的外利用及び外部提供は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、第10条第2項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

4 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報の取扱いに係る業務の事業者への委託は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、この条例の施行後速やかに、その内容を審議会に報告しなければならない。

5 上越市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和62年上越市条例第32号)は、廃止する。

(市町村合併に伴う特例)

6 旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町の実施機関に相当する機関(以下「旧町村の機関」という。)が保有していた個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなし、実施機関は、速やかに第7条第1項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

7 旧町村の機関が行っていた個人情報の目的外利用及び外部提供は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、速やかに第10条第2項各号に掲げる事項を審議会に報告し、登録しなければならない。

8 旧町村の機関がコンピュータによりその保有する個人情報を取り扱う場合において行っていた旧町村の機関以外のものが管理するコンピュータとの通信回線等による結合は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

9 旧町村の機関が行っていた個人情報の取扱いに係る業務の事業者への委託及び指定管理者の指定に係る手続は、この条例の相当規定により行われたものとみなし、実施機関は、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

附 則(平成13年条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第3号で平成14年2月18日から施行)

附 則(平成16年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、本則に6条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(施行日前に指定した指定管理者に関する特例措置)

2 実施機関は、この条例の施行の日前に指定した指定管理者の個人情報の取扱いについて上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮詢し、その答申に基づき必要な措置を講じなければならない。

附 則(平成16年条例第186号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。